令和7年度版

肉用牛関連補助事業のてびき

おおいた肉用牛振興協議会

目　次

やりたいこと		事業名	ページ
		【県単事業】	
増　頭	繁殖雌牛増頭	繁殖雌牛安定生産対策事業（増頭支援対策）	2
更　新	繁殖雌牛更新	繁殖雌牛安定生産対策事業（更新促進対策）	3
母牛改良	能力向上	繁殖雌牛安定生産対策事業（高能力雌牛保留促進対策）	4
規模拡大	施設整備	新規担い手確保対策事業	6
新規就農	施設整備	施設整備事業	7
生産性向上	施設整備	生産性向上対策事業	8
放　牧	施設・草地	自給飼料基盤活用推進事業	9
飼　料	機械導入	自給飼料生産拡大対策事業	10
肥　育	肥育預託	肥育牛安定生産対策事業	11
		【国庫事業　他】	
規模拡大	施設整備	畜産クラスター事業（施設整備事業）	12
生産性向上	機械導入	畜産クラスター事業（機械導入事業）	13
生産性向上	機械導入	畜産経営体生産性向上対策事業（ICT 等機械装置等導入事業）	
更　新	繁殖雌牛更新	畜産クラスター事業（優良繁殖繁殖雌牛更新加速化事業）	14
改　良	改良基盤強化	肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛生産基盤強化対策事業）	16
補てん	経営安定	肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）	17
補てん	経営安定	肉用子牛生産者補給金制度	18
疾病対策	衛生対策	家畜生産農場衛生対策事業	19
【参　考】			
【情報提供】ランピースキン病について			20
【農業制度資金】畜産に関係する制度資金			22
【畜産研究部における最近の種雄牛造成】			29
【R6 現場後代検定肥育成績】幸照茂			31
【試験交配対象候補牛の紹介】福之蔵＆煌白清			33
【大分県有種雄牛の活躍】加代白清			35
PR 活動紹介			37
堆肥など（特殊肥料）を生産・販売する際の注意事項			38
大分県畜産共通システムについて			40
畜舎特例法について			42
令和7年度　家畜市場日程表			44

※各補助事業については、各事業主体（県、市町村、畜産協会等）へお問い合わせください。

令和７年度　増頭・更新事業フロー図

増頭支援対策事業（優良母牛メニュー）
更新促進対策事業

増頭支援対策事業
（新規担い手用メニュー）

自家保留予定

原則 県内子牛市場導入

ゲノム育種価検査
※高能力雌牛保留促進対策事業
（4ページ参照）

以下要件〇
（保留決定）

右記要件×

【育種価】 **自家保留牛：ゲノム育種価**
市場導入牛：期待（の期待）育種価・ゲノム育種価など
①枝肉重量：B以上
かつ
②ロース芯面積　③歩留まり基準値：いずれかB以上
※B以上（上位1/2以上）
（※県有種雄牛の場合はこの限りではない）

【月齢】 12月31日時点で**満9か月齢**以上、導入時点で満14か月齢未満
【対象牛】 期間（R7.1.1～12.31）内に保留・導入した牛

雌牛の更新

飼養頭数**増加（増頭）**

補助
対象外牛

更新促進対策
（3ページ参照）
更新補助金
50,000円

増頭支援対策
（優良母牛メニュー）
（2ページ参照）
増頭補助金
105,000円

増頭支援対策
（新規担い手用メニュー）
（2ページ参照）
繁殖雌牛1頭あたり
市場価格の3/4

※詳細については、市町村等にお問い合わせください

繁殖雌牛増頭　【県単】増頭支援対策事業

1　事業の内容

おおいた和牛の安定供給に向けた繁殖農家の生産基盤の更なる強化を図るため、ゲノム育種価による評価等を活用し、規模拡大を図る繁殖農家等が産肉能力の高い繁殖雌牛の増頭を行う取り組みを支援します。

2　補助条件

1）事　業　主　体：市町村

2）事業実施主体：繁殖農家等

3）期首（R7.1.1）頭数・期末（R7.12.31）時点頭数を比較して **2 頭以上の**増頭が図られていること

3　補助対象牛

1）優良母牛メニュー

期末時点で満9ヵ月齢以上かつ導入時点で満14ヵ月齢未満の黒毛和種繁殖雌牛で、1ページに示す育種価要件を満たす牛。ただし、本牛の父が県有種雄牛であれば、育種価要件は適用しない。

2）新規担い手用メニュー

新規担い手確保対策事業・自給飼料基盤活用推進事業（参照：7・9ページ）を活用して新規就農した方が繁殖用雌牛を整備するのに要する経費。優良母牛メニューとの併用は不可。

1ページに示す育種価要件を満たす牛。ただし、本牛の父が県有種雄牛であれば、育種価要件は適用しない。

4　補助率・補助対象経費の上限額および交付対象頭数の上限

1）優良母牛メニュー

補助対象経費：定額

（補助対象牛 1 頭あたり 10.5 万円（県 5.25 万円　市町村 5.25 万円））

交付対象頭数上限：50 頭

2）新規担い手用メニュー

補助率：補助対象経費の3/4（県3/8　市町村3/8）

補助対象経費：繁殖雌牛 1 頭あたり 60 万円（市場価格）

交付対象頭数上限：年間10頭（事業初年度から3か年合計 20 頭）

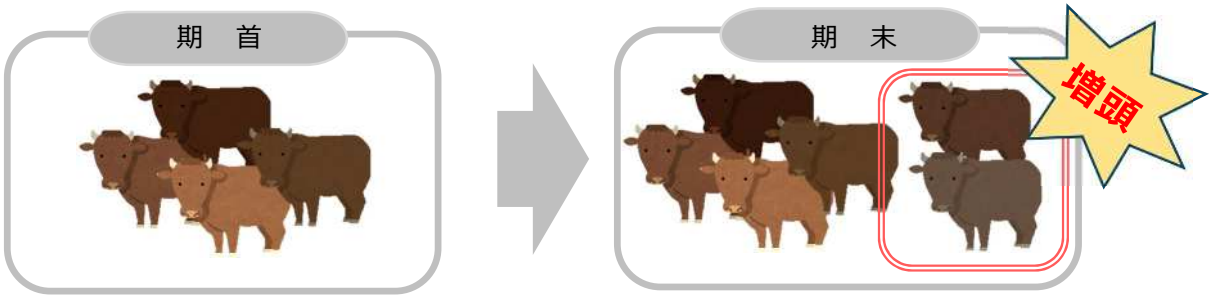

繁殖雌牛更新　【県単】更新促進対策事業

1　事業の内容

おおいた和牛の安定供給に向けた繁殖農家の生産基盤の更なる強化を図るため、高齢の繁殖牛から優良な若い繁殖雌牛に更新を行う取り組みを支援します。

2　補助条件

1）事　業　主　体：市町村

2）事業実施主体：繁殖農家等

3　補助対象牛

（出荷牛）※以下1）～3）のいずれかを満たす繁殖雌牛

1）令和6年12月31日以前から飼養している牛であり出荷時点で満10歳（120 か月齢）以上の牛

2）繁殖障害により、繁殖に供することができない牛であり獣医師からの診断を有する牛

3）牛伝染性リンパ腫清浄化対策（全頭検査を実施）に取り組み、家畜保健衛生所より感染高リスク牛と診断を受け、食肉処理場に出荷した牛

（導入・保留牛）

期末時点で満9ヵ月齢以上かつ導入時点で満14ヵ月齢未満の黒毛和種繁殖雌牛で、1ページに示す育種価要件を満たす牛。ただし、本牛の父が県有種雄牛であれば、育種価要件は適用しない。

4　補助対象経費・交付対象頭数の上限

補助対象経費：定額（補助対象牛1頭あたり5万円（県 2.5 万円　市町村 2.5 万円）

交付対象頭数上限：25 頭

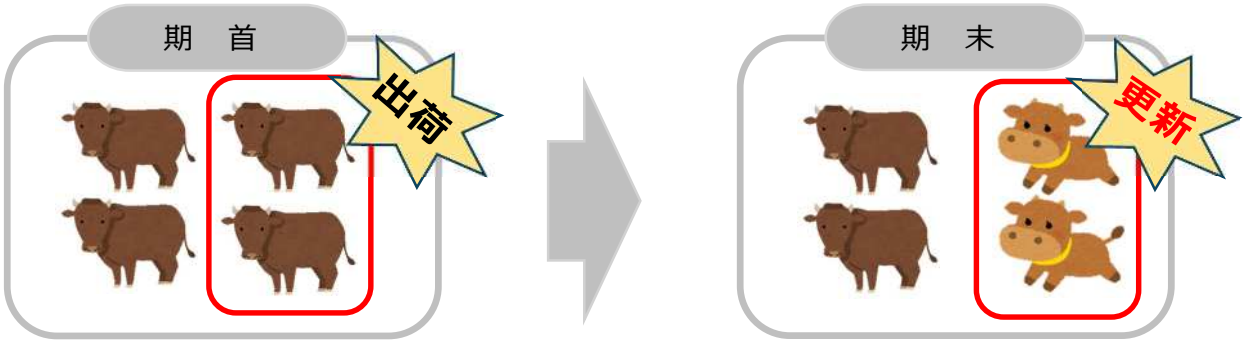

母牛改良 【県単】高能力雌牛保留促進対策事業

1　事業の内容

高能力雌牛を保留する目的で黒毛和種雌子牛のゲノム育種価による評価を活用した保留牛選抜の取り組みに対し支援します。

2　補助条件

1）事　業　主　体：市町村

2）事業実施主体：繁殖農家等

3　補助対象牛

1）県内で飼養する黒毛和種繁殖雌牛又はそれらの牛から作出した受精卵の移植により出生した黒毛和種雌子牛であること。

2）本事業の対象となる検査牛は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに評価が判明した子牛

4　補助対象採材時期等

各農業協同組合が実施する子牛検査時のもの

ただし、増頭支援対策事業または更新促進対策事業の補助対象牛になりうる子牛の場合はこの限りでない

5　補助対象経費・補助率

定額：子牛１頭あたり 12,000 円（※ゲノム検査料の 2/3）

（県　6,000 円　市町村 6,000 円）

※ゲノム育種価検査の申し込みは、管轄の農業協同組合へお願いします。

※補助対象牛となるゲノム検査の申し込みは令和8年1月分までとなります。

計画的な検査実施をお願いします。

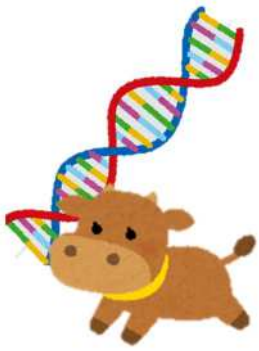

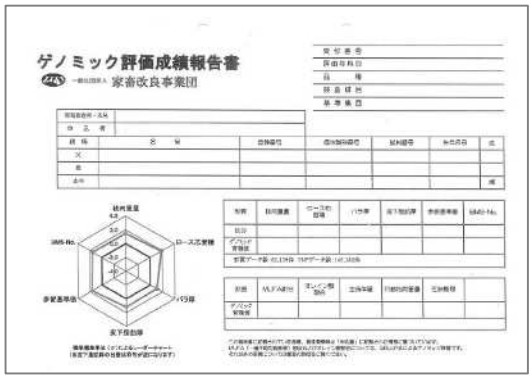

令和7年度　施設整備事業一覧

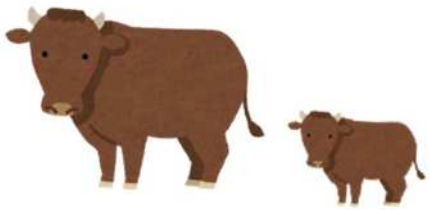

飼養形態

牛舎飼い

新規就農

新規担い手確保対策事業
（6ページ参照）

畜舎・堆肥舎の新設・改修

既存農家

施設整備事業
（7ページ参照）

畜舎・堆肥舎の新設・増築

放牧に取組み、
増頭を計画する事業者

生産性向上対策事業
（8ページ参照）

畜舎の改修

放牧

自給飼料基盤活用推進事業
（9ページ参照）

放牧地整備に係る
機械リースなど

施設整備　【県単】新規担い手確保対策事業

1　事業の内容

将来独立就農や親元就農を目指す方を対象に、畜舎や堆肥舎等の建設・改修並びに付帯設備の整備を支援します。

2　補助条件

事業実施から5年以内に 30 頭以上の経営計画（事業実施から10年以内に50頭規模以上）及び農場作業全般を網羅した管理マニュアルを有する新規就農者の施設の整備を支援

1）事　業　主　体：市町村

2）事業実施主体：【親元就農者】親元就農する者（原則45歳未満）
【独立就農者】独立就農する者（原則55歳未満）

3）補 助 要 件 等：詳細は市町村および振興局等にご確認ください

3　補助対象

畜舎・堆肥舎等施設整備（新設・改修）

4　補助率（※補助対象事業費に対する補助率であり、掛かった経費に対する補助率ではありませんのでご注意ください。）

事業の種類	整備内容	全体	県費	市町村費
親元就農型	畜舎・堆肥舎	2／3以内	1／3以内	1／3以内
独立就農型	畜舎・堆肥舎	3／4以内	3／8以内	3／8以内

5　補助対象の例（※整備内容毎に補助上限額あり。詳細は市町村等にお問い合わせ下さい）

畜舎

堆肥舎

施設整備　【県単】施設整備事業

1　事業の内容

将来の肉用牛生産基盤を支える担い手が省力化や生産規模の拡大を図るため、畜舎・堆肥舎の新設や増築、新設・増築に伴う附帯設備の整備に対して支援します。

2　補助条件

1）事　業　主　体:市町村

2）事業実施主体:認定農業者、新規認定農業者

3）補助要件等

①肉用牛農家・乳肉複合経営酪農家

②65 歳未満の者または後継者を有する者

③＜繁殖農家＞事業実施年度の前年度末飼養頭数が、

50頭未満→5年以内に50頭への規模拡大計画を有する者

50頭以上→5年以内に新設（または増築）した畜舎・堆肥舎分の増頭計画を有する者

＜肥育農家＞事業実施年度の前年度末飼養頭数が、

150頭未満→5年以内に150頭への規模拡大計画を有する者

150頭以上→5年以内に新設（または増築）した畜舎・堆肥舎分の増頭計画を有する者

＜一貫経営＞

【既存経営体】整備する施設により繁殖農家要件または肥育農家要件のどちらかを選択

※事業実施年度以前より一貫経営を行っている者

【新規経営体】5年以内に新設（または増築）した畜舎・堆肥舎分の増頭計画を有する者

ただし、増頭頭数は繁殖雌牛（または肥育牛）20頭以上とする

※事業実施年度（または事業実施翌年度）より新たに一貫経営を開始する者

※既存畜舎がある場合は、本事業で整備する畜舎の収容頭数と合算した規模拡大計画も可能

④事業実施年度及び前々年度の2月1日時点の子取り雌牛の飼養頭数が 1 頭以上の者

（乳肉複合経営を開始する酪農家はこの限りではない）

※【参考】頭数換算は、繁殖雌牛 12～16 ㎡／頭を基準にしています。

（草地開発整備事業計画設計基準より）

3　補助対象

畜舎・堆肥舎等施設整備（新設・増築）

4　補助率**（※補助対象事業費に対する補助率であり、掛かった経費に対する補助率ではありませんのでご注意ください。）**

全体（県費＋市町村費）	県費	市町村費
1／2 以内	1／3 以内	1／6 以内

（※補助上限額あり。詳細は市町村等にお問い合わせ下さい）

施設整備　【県単】生産性向上対策事業

1　事業の内容

県内の肉用牛農家に対し、省力化や生産性、収益性の向上を目的に繁殖成績向上や事故率低減、飼養環境改善、鳥獣害対策等に関する各種機器・資材等の整備並びに畜舎の改修に対し支援します。

2　補助条件

1）事　業　主　体:市町村

2）事業実施主体:県内の肉用牛農家（乳肉複合経営の酪農家含む）

3　補助対象（一例）

1）繁殖成績向上　…分娩間隔の短縮、発情発見率の向上

2）品質向上・事故率低減　…分娩事故防止、子牛発育向上、枝振り向上

3）環境制御　…暑熱対策、衛生対策、鳥獣害対策（衛生管理区域内のみ）

4）畜舎改修　…管理のしやすい牛舎（スタンチョン、屋根、飼槽など）

※畜舎改修については、新たに生産性向上に資するものとし、原状回復を目的とした修繕や更新は対象外とする

4　補助率**（※補助対象事業費に対する補助率であり、掛かった経費に対する補助率ではありませんのでご注意ください。）**

全体（県費＋市町村費）	県費	市町村費
1／2 以内	1／3 以内	1／6 以内

5　補助対象事業費の上限額

1）繁殖成績向上　:3,000,000 円

2）品質向上・事故率低減:3,000,000 円

3）環境制御　:4,500,000 円

4）畜舎改修　:4,500,000 円

補助対象の各機器・資材の設置費用と施工費用までを補助対象事業費とし、重複を含めた上で１事業実施主体あたりの補助対象事業費の上限額は15,000,000 円とする。

行動監視システム

分娩監視カメラ

防鳥・防獣ネット

施設整備　草地整備　【県単】自給飼料基盤活用推進事業

1　事業の内容

国際情勢の影響を受けにくい自給飼料の生産基盤を確立するため、放牧経営の新規参入や規模拡大に取り組む事業者に対し支援する。

2　補助条件

1）事　業　主　体：市町村
2）事業実施主体：県内の畜産経営体
3）補 助 要 件 等：3年で5ha 以上の放牧地を整備する計画を立てること

3　補助対象

1）放牧地整備に係わる機械リース等
2）ボーリングによる水源の確保等
3）電気牧柵や種子等の放牧資材の購入費
4）繁殖牛舎の建設
※放牧地の拡大と、一体的に整備する場合に限る

4　補助率　**（※補助対象事業費に対する補助率であり、掛かった経費に対する補助率ではありませんのでご注意ください。）**

全体 （県費＋市町村費）	県費	市町村費
1／2以内	1/3 以内	1/6 以内

5　補助上限単価

1）放牧地整備に係わる機械リース等	なし
2）ボーリングによる水源の確保	3,000 千円（1 戸あたり）
3）電気牧柵や種子等の放牧資材の購入費	220千円（ha あたり）
4）繁殖牛舎の建設	40千円（㎡あたり）

機械導入　【県単】自給飼料生産拡大対策事業

1　事業の内容

飼料費の高騰等による畜産経営に対する影響を最小限に抑えるため、①自給飼料生産面積の拡大、②飼料用米等の利活用拡大、③自給飼料生産に必要な堆肥の利活用拡大のいずれかを行うために必要な機械等の導入に対し支援します。

ただし、次の「2　県が上乗せするための国庫事業」のいずれかの事業に採択され、購入方式により導入する機械に限るものとします。

2　県が上乗せするための国庫事業

(1)畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

(2)国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業

(3)その他知事が認める国庫事業

※全ての事業において、購入方式に限ります。

3　事業実施主体：畜産農家、耕種農家、コントラクター

4　補助対象機械

(1)自給飼料生産に係る機械

溝堀機、播種機、刈取機、反転機、集草機、収穫機、梱包機、積込機、飼料運搬車　など

(2)飼料用米等利活用拡大に係る機械

SGS(ソフトグレインサイレージ)調製機、飼料用米加工・調製機、飼料混合機　など

(3)堆肥利活用拡大に係る機械

堆肥散布機、堆肥運搬車　など

5　補助率　県 1/4 以内

全体 (県費＋国費)	県費	国費
3/4 以内	1/4 以内	1/2 以内

肥育預託 【県単】肥育牛安定生産対策事業

1　事業の内容

（株）大分県畜産公社の預託事業を通じ、肥育経営の安定化を支援します。

2　預託制度

1）素　牛　預　託：大分県畜産公社が、県内の肥育農場に肥育素牛を預託
肥育農場は肥育後、畜産公社に出荷し、預託代金を精算

2）飼育管理預託：大分県畜産公社が、預託農場に肥育素牛や飼料を供給し、
飼育管理を預託
預託農場は畜産公社から飼育管理料を定期的に受領

3　預託条件

1）素　牛　預　託：大分県畜産公社が認める者で、県内子牛市場で購入した素牛

2）飼育管理預託：同上

※預託農場は、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン制度）に加入している者

4　素牛導入価格の上限額及び預託経費等

詳細は、（株）大分県畜産公社にお問い合わせください。

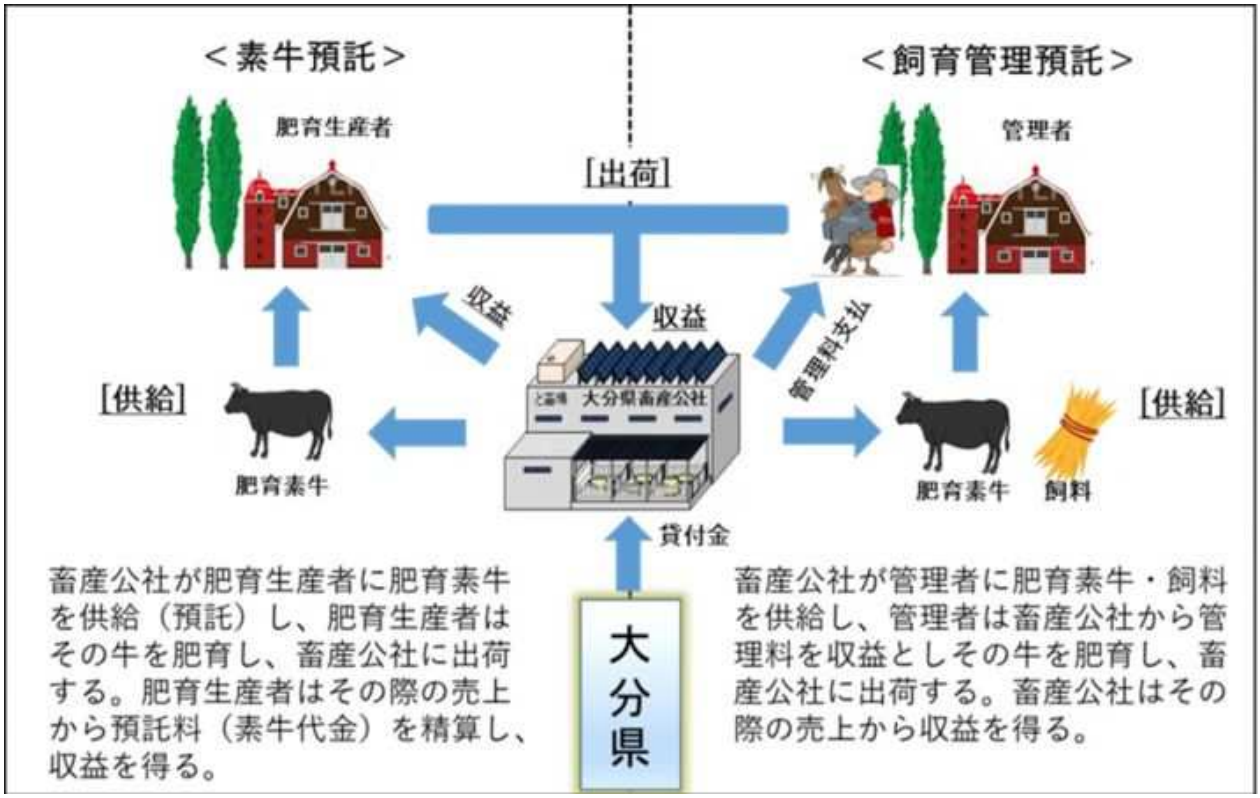

施設整備 【国庫】畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産クラスター事業　施設整備事業）

1　事業の内容

「畜産クラスター」とは、畜産経営体をはじめ、地域の関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）が連携してクラスター（ぶどうの房）のように一体的に結集することで、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のことです。本事業は地域の課題・解決策、構成員の役割及び行動計画等を具体的に取りまとめた「畜産クラスター計画」に位置づけられた中心的経営体の収益力向上等に必要な施設整備等を支援します。

2　補助条件　　1）事業実施主体：畜産クラスター協議会（農協、市町村等）
　　2）取　組　主　体：畜産クラスター計画に位置付けられた中心的経営体

3　補助対象

家畜飼養管理施設、家畜排せつ物施設、自給飼料関連施設、家畜の導入等

4　補助率　　1／2以内（国1／2）

主な対象施設	基準事業費	特認事業費
肉用牛舎	48 千円/㎡	62 千円/㎡
堆肥舎（500 ㎡未満）	71 千円/㎡	92 千円/㎡
堆肥舎（500 ㎡以上）	67 千円/㎡	87 千円/㎡
飼料原料保管施設等（附帯設備を除く）	79 千円/㎡	102 千円/㎡
飼料調整施設（附帯設備を除く）	69 千円/㎡	89 千円/㎡

主な対象家畜		補助上限
肉用繁殖雌牛（8か月～72 か月）	妊娠牛	27.5 万円
	雌牛	17.5 円

※特認事業費：地域の実情等やむを得ない理由により、県知事が特別に認める場合のみ。

上記以外の対象施設については【畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（別紙1）】を参照

機械導入 【国庫】畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
（畜産クラスター事業　機械導入事業）

1　事業の内容

畜産クラスター計画を策定した地域において、その計画目的の実現に資する取組を支援するものであり、中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な機械導入を支援します。

2　補助条件

1）事業実施主体：畜産クラスター協議会

2）取　組　主　体：畜産クラスター計画に位置づけられた中心的経営体

3）補 助 要 件 等：単位頭羽数あたり販売額、農業所得又は営業利益の「増加」、生産コストの「削減」

対象	大規模経営体	中小規模経営体	飼料生産受託組織等
増加及び削減の成果目標（実施【導入】翌年度）	8％	5％	5％

※飼料生産受託組織等については、自給飼料の収穫量又は利用量も選択可能

3　補助対象　　補助対象機械装置に限る

（詳しくは畜産クラスター協議会、又は畜産協会へお問合せください）

4　補助率　　1／2以内（国1／2）

機械導入 【国庫】ICT 化等機械装置等導入事業

1　事業の内容

畜産 ICT 応援計画に位置付けられた構成員に対して、労働負担軽減・生産性向上を図ることを目的に ICT 化等の技術を活用した機械装置の導入（リース）を支援します。

2　補助条件

1）事業実施主体：畜産 ICT 応援会議

2）取　組　主　体：畜産 ICT 応援計画に位置づけられた構成員（肉用牛生産者）

3）補 助 要 件 等：畜産 ICT 応援会議全体で総労働時間削減 10％以上の目標設定

4）飼養頭数上限：乳用牛（酪農経営）：経産牛頭数 120 頭以下

肉用牛（繁殖経営）：24 ヶ月齢以上の繁殖雌牛 100 頭以下

肉用牛（肥育経営・一貫経営）：全飼養頭数 200 頭以下

3　補助対象

飼料給与関係（自動給餌機、餌寄せロボット、自走式配餌車、哺乳ロボット、稲わら細断機）

飼養管理関係（発情発見装置、分娩監視装置、行動監視装置、バーンスクレイパー、敷料散布機）

※<u>ただし、令和8年2月末日までに導入完了できないものは対象外</u>

4　補助率　　1／2以内（国1／2）※1戸当たり 2,500 万円が上限

繁殖雌牛更新

【国庫】畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
優良繁殖雌牛更新加速化事業

1　事業の内容

1）生産者が、畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する場合、更新実績に応じた奨励金を交付します。

2）遺伝的多様性に配慮するため、特に希少な父牛に由来する繁殖雌牛への更新に対し以下の単価を設定（黒毛和種のみ）

	優良な繁殖雌牛	希少な父牛に由来する繁殖雌牛
奨励金	10 万円/頭	15 万円/頭

2　補助条件

1）事　業　主　体：畜産クラスター協議会

2）事業実施主体：畜産クラスター計画に位置づけられた取組主体の構成員

3　交付対象牛の主な要件

※詳細は後日、通知します。

1）期間内（令和7年 1 月1日～12 月 31 日）において高齢の繁殖雌牛を出荷し優良な繁殖雌牛を導入すること。

2）出荷する繁殖雌牛は、令和6年 12 月 31 日以前から飼養し、出荷時点で満 10 歳（120ヶ月齢）以上であること。

3）導入牛は、令和7年 12 月 31 日時点で満9ヶ月齢以上かつ導入時点で満 14 ヶ月齢未満であること。（初妊牛は除く）

4）枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値その他家畜改良上重要な形質（脂肪交雑は除く）のうち2つ以上について、育種価または期待育種価が生産県の B 以上（上位1／2以内）であること。

5）1 交付対象者当たり 25 頭までとする。

6）希少な父牛に由来する優良な繁殖雌牛であること。

15ページ以外の種雄牛を父牛とする優良な繁殖雌牛であること（黒毛和種のみ）

4　成果目標

1）繁殖雌牛の平均月齢の5％以上の低下

2）繁殖雌牛の平均月齢の4か月齢以上の低下

事業実施年度の3年後において、上記（1）または（2）の達成が必要となる。

※申請時に畜産クラスター協議会が選定する。

No	各号	No	各号	No	各号	No	各号
1	愛之国	26	茂福久	51	白隆鵬	76	満天白清
2	秋忠平	27	白清誉	52	華勝栄	77	美国桜
3	梅華福	28	真乃介	53	花清光	78	美国白清
4	奥晴花	29	聖香藤	54	花国安福	79	美津金幸
5	勝金幸	30	関平照	55	華忠良	80	美津照重
6	勝忠平	31	第1花国	56	花之福	81	光平照
7	勝俊桜	32	隆之国	57	華春福	82	美津百合
8	勝乃幸	33	隆之姫	58	久茂福	83	美穂国
9	勝早桜5	34	貴隼桜	59	秀菊安	84	宗守富士
10	勝平正	35	拓忠平	60	英貞	85	源茂勝
11	勝美糸	36	忠富士	61	秀幸福	86	桃白鵬
12	勝美桜	37	知恵久	62	秀正実	87	安亀忠
13	菊福秀	38	美百合	63	秀百合久	88	安茂勝
14	北平白鵬	39	鉄晴幸	64	平茂晴	89	安福久
15	紀多福	40	照日向	65	博紅葉	90	百合勝安
16	北福波	41	豊奨菊	66	福勝鶴	91	百合茂
17	北美咲	42	直太郎	67	福之鶴	92	百合白清2
18	北美津久	43	奈緑	68	福之姫	93	百合美
19	銀恣	44	奈津勝	69	福晴茂	94	百合未来
20	金太郎3	45	夏百合	70	福増	95	喜亀忠
21	耕富士	46	奈津百合１	71	福増鶴	96	吉重75
22	幸紀雄	47	二刀流	72	富久竜	97	芳之国
23	幸男	48	野喜久	73	藤平福	98	芳悠土井
24	茂晴花	49	白鵬85の3	74	正忠平	99	好平茂
25	茂洋	50	珀百合	75	丸宮土井	100	諒太郎
						101	若百合

改良基盤強化 【国庫】肉用牛経営安定対策補完事業

（肉用牛生産基盤強化対策事業）

Ⅰ　遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

1　事業の内容

地域において、多様な系統群による改良基盤の強化を推進するため、生産者集団等が繁殖雌牛を購入し一定期間自ら飼養する場合、または繁殖雌牛を購入し農業者、公共牧場、農事組合法人を含む農業生産法人に対し、一定期間貸し付ける場合に 1 頭あたり 6 万円（種雄牛・育種価要件により 9 万円）を支援します。

2　補助条件

1）事　業　主　体：生産者集団（農協等）

2）事業実施主体：畜産農家等

3　交付対象牛の要件

指定された種雄牛由来の繁殖雌牛であり、育種価要件を満たすもの

※詳細は、公表され次第、通知します。

Ⅱ　肉用牛ヘルパー推進

1　事業の内容

農家の高齢化等に対応し肉用牛生産の労働負担の軽減を図るため、利用組合が実施する肉用牛ヘルパー活動の組織化、要員確保、疾病時等の際のヘルパー利用に係る互助制度の推進等の活動を支援します。

2　補助対象

事業実施主体：農協、農協連、農事組合法人、ヘルパー利用組合等

3　補助要件

ヘルパー利用に関して

1）ヘルパー利用組合規約（利用料金）

2）利用組合とヘルパー要員の登録契約締結

3）ヘルパー利用申込書

4）作業実施報告書、作業日誌

5）その他領収書等

4　補助内容

肉用牛ヘルパーの利用料金の1／2以内

※定休型は利用料金の1／3以内

※定休型は連続する 3 年間が上限

経営安定【国庫】肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）

1　制度内容

肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）は、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）に基づく法律制度であり、肉用牛肥育経営の安定化を図るため、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の 9 割が交付金として交付されます。

2　交付金交付基準

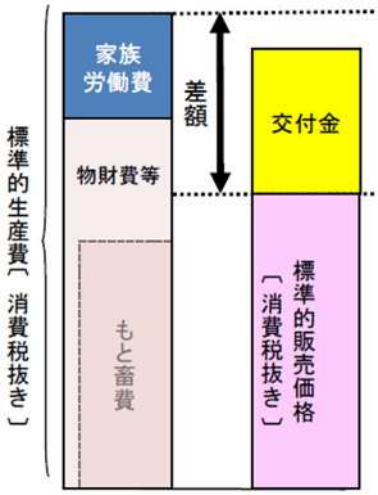

農畜産業振興機構（alic）が毎月、標準的生産費と標準的販売価格を算定

3　積立金管理者

公益社団法人　大分県畜産協会

4　制度対象者の主な条件

肉用牛を販売する目的で、肉用牛の肥育を業として行っていること。

ただし、資本金の額が 3 億円を超え、かつ、従業員の数が 300 人を超える会社、暴力団員等、畜産経営の安定に関する法律その他関係法令に違反し罰則以上の刑に処された者等を除く。

5　1頭あたり生産者負担金の内訳（令和6年度）

区　分	1 頭あたりの生産者負担金		
		うち生産者	うち大分県
肉専用種	6,000円	5,250 円	750 円
交 雑 種	13,000円	12,170 円	830 円
乳 用 種	10,000円	9,470 円	530 円

※　県は、生産者負担金の一部を定額助成

※　生産者負担金単価は、年度毎に決定

6　業務対象年間

3 年間（令和7年4月1日から令和10年 3 月 31 日）

経営安定　【国庫】肉用子牛生産者補給金制度

1　事業の内容

肉用子牛生産者補給金制度は、牛肉の輸入自由化後における肉用子牛価格の下落に対処するとともに、中長期的には肉用牛生産の合理化により輸入牛肉に対抗し得る国産牛肉価格の実現を図ることを目的とした制度です。

本制度では、保証基準価格と合理化目標価格を毎年度設定し、肉用子牛の平均売買価格（品種別・四半期毎）が保証基準価格を下回った場合、その期間中、肉用子牛を販売（満 6 月齢以上 12 月齢未満）又は自家保留（12 月齢以後も飼養）していれば、生産者補給金が交付されます。

2　補給金交付基準

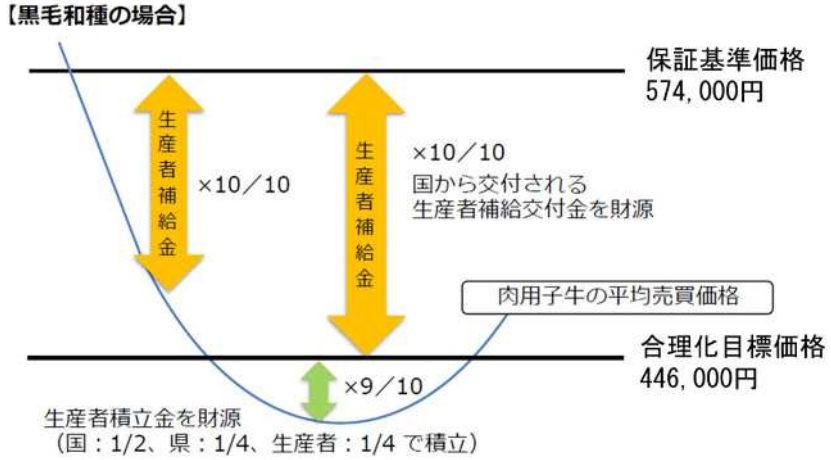

3　事業実施主体

公益社団法人　大分県畜産協会

4　制度の対象者

肉用子牛の契約生産者

5　保証基準価格及び合理化目標価格（令和 7 年度）

	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	574,000 円	523,000 円	334,000 円	164,000 円	274,000 円
合理化目標価格	446,000 円	406,000 円	259,000 円	110,000 円	216,000 円

6　1 頭当たりの積立金の内訳（第 8 業務対象年間：令和 7 年度～令和 11 年度）

		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
子牛 1 頭あたりの積立金		1,600 円	6,000 円	20,000 円	5,000 円	2,400 円
内訳	農畜産業振興機構（1/2）	800 円	3,000 円	10,000 円	2,500 円	1,200 円
	県助成（1/4）	400 円	1,500 円	5,000 円	1,250 円	600 円
	生産者負担（1/4）	400 円	1,500 円	5,000 円	1,250 円	600 円

衛生対策　【国庫】家畜生産農場衛生対策事業

1　事業の内容

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組を推進します。

牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢に対し、まん延防止及び清浄化を推進するため、移動予定牛や発生農場等の検査及びリスク牛のとう汰を支援します。

また、吸血昆虫が媒介するアカバネ病防止のための組織的ワクチン接種を支援します。

2　補助条件

1）事　業　主　体：公益社団法人大分県畜産協会

2）事業実施主体：牛飼養農家等

3）補 助 要 件 等

①牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）に基づき耳標を装着している牛

②ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢の防疫推進計画を策定すること

③ワクチン接種計画を策定していること

3　補助対象経費及び補助率等

（1）疾病清浄化支援対策

ア　ヨーネ病対策

・ヨーネ病の検査費及び証明書交付料…1／2 以内

・牛とう汰推進費…定額（但し、当該家畜の評価額の 2／3 から利用額を除した額以内）

イ　牛伝染性リンパ腫対策

・講習会の実施

・牛とう汰推進費…定額（但し、当該家畜の評価額の 2／3 から利用額を除した額以内）

ウ　牛ウイルス性下痢対策

・牛ウイルス性下痢の検査費及び証明書交付料…1／2 以内

・牛とう汰推進費…定額（但し、当該家畜の評価額の 2／3 から利用額を除した額以内）

・牛ウイルス性下痢ワクチン接種推進費…定額（但し、1頭当たり 220 円以内を限度とする）

（2）疾病流行防止支援対策

・アカバネ病流行地域における予防注射費…定額（但し、1 頭あたり 128 円以内を限度とする）

ウシの重大疾病

－ランピースキン病が国内発生しました－

ランピースキン病（以下「本病」という。）は、令和６年11月６日に国内初発生が確認されて以降、発生県（福岡県、熊本県）では甚大な被害を招いています。
本病はサシバエ等の吸血昆虫が媒介することから、春から秋の発生が多いことが分かっていますので、いまいちど本病の対策などご確認ください。

なぜ？　ランピースキン病が怖い理由

1．収入が断たれてしまう

本病が発生した場合、下記のような制限があり、長期間にわたって収入が断たれてしまうおそれがあります。

【発症牛】

・生乳の廃棄　・と畜場への出荷自粛
・家畜市場等への出荷自粛

【発生農場の同居牛】

・家畜市場等への出荷自粛
（生乳出荷、と畜場出荷は可）

※最低でも28日間の自粛が必要です。（農場内で続発すれば**自粛期間延長！**）
※発生県では、発生農場だけでなく、**周囲20㎞の農場も出荷自粛が求められ**影響が広範囲に及んでいる事例があります。

2．市場価格が下落する

左記のように、発生した際には厳しい対応を求められることから、市場価格の大幅な下落が予想されます。

大分県でランピースキン病発生
▼
購買意欲低下
▼
！子牛市場価格の下落！

3．ワクチンを容易に打てない

ランピースキン病のワクチンは、国内承認されておらず、国が緊急接種用に備蓄している数量には限りがあります。
そのため、他の市販されているワクチンのように任意で接種することはできません。

（上記した自粛等の措置は令和7年4月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。）

● 被害を最小限に抑えるために…

◆ **感染拡大防止のためには、早期発見・早期通報が重要です。**
◆ **少しでも疑わしい牛がみられた場合は、管轄の家畜保健衛生所へ連絡をお願いします。（右は症例の参考写真です）**

（出典：農林水産省）　（出典：JICAホームページ）

	電話番号	担当地域
大分家畜保健衛生所	097-541-5241	大分市、別府市、臼杵市、津久見市、由布市
豊後大野家畜保健衛生所	0974-22-0179	佐伯市、竹田市、豊後大野市
玖珠家畜保健衛生所	0973-72-0313	日田市、玖珠町、九重町
宇佐家畜保健衛生所	0978-37-0473	中津市、豊後高田市、宇佐市、杵築市、国東市、日出町、姫島村

ランピースキン病の感染経路

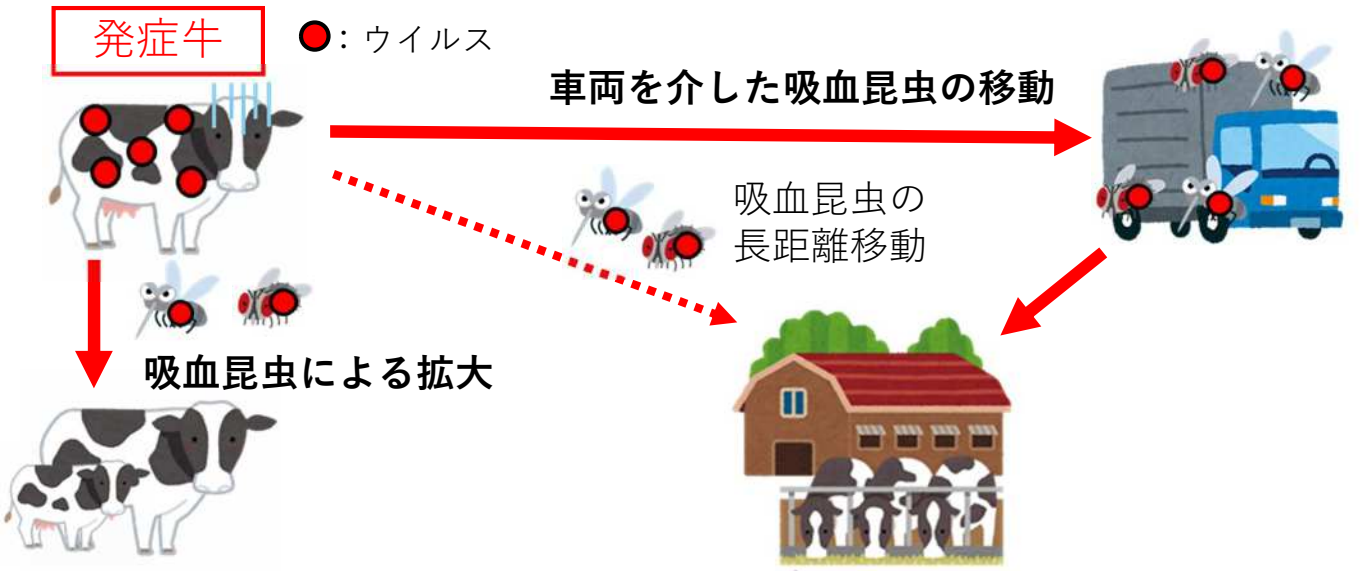

主にサシバエ等の吸血昆虫によって感染が拡がる

ランピースキン病の対策３選！

ランピースキン病は主に吸血昆虫によって感染が拡がります。吸血昆虫の中でも牛舎ではサシバエが最も多いと言われているので、**サシバエ対策を行うことが重要**です。

1．牛舎の除糞とたい肥処理

サシバエの卵やウジを**物理的に除去することが最も重要**です。また、たい肥発酵することで卵や幼虫を駆虫できます。
※２月～３月に県から発酵促進剤を配布済

（※普段除糞しない柵の外側などは要注意）

2．牛舎周辺の除草

サシバエは牛舎周辺の草陰で休息します。牛舎の近くに草が茂っていることは、サシバエにとっては、エサ（牛）とベッドが用意されているようなものです。

（出典：youtube 田中畜産の和牛チャンネル
動画名【吸血昆虫『サシバエ』の対策をしました】）

3．幼虫駆除剤（IGR製剤）の使用

除糞をしてもとりきれない壁際や、柱の周囲などはウジが湧きやすい場所です。
IGR製剤を散布し、ウジが成虫になる前に駆除しましょう！
※２月～３月に県からIGR製剤配布済
県配布分がなくなる前に注文しましょう！

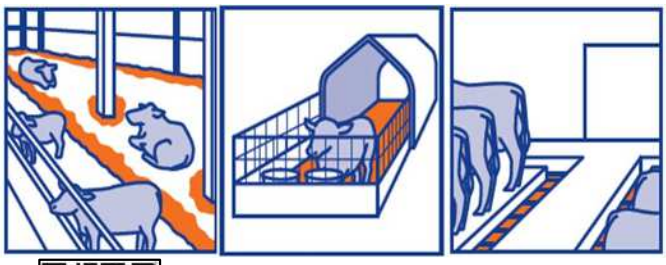

※オレンジ色のところに散布

←散布動画（エランコジャパン）

1　農業近代化資金

施設や農機具の購入（農地取得は不可）等に利用できる最も一般的な長期資金。
補助残にも融資可能。 県が利子補給措置を講じている。
目標地図に位置付けられた者は、農林水産長期金融協会による利子助成措置もある。

1 資金の概要

融　資　機　関 ： 農協、銀行、ＪＡ大分信連　等
貸 付 対 象 者 ： 認定農業者・主業農業者・集落営農組織・農業参入法人等
資　金　使　途 ： （１号資金）農業施設等の改良・造成・取得、農業機械の取得
（ 主 な も の ）　※造成は本体工事と同時一体的であること、復旧は認定農業者、集落営農組織に限る
（２号資金）果樹等の植栽・育成
（３号資金）家畜の購入・育成
（５号資金）長期運転資金
貸　付　金　利 ： 1.70%（令和7年3月19日時点）
利 子 補 給 率 ： 1.25%（令和7年3月19日時点）
貸 付 限 度 額 ： 個人1,800万円、法人・知事が承認したもの2億円、農業参入法人1.5億円
融　資　率 ： 事業費の80%以内。認定農業者、集落営農組織は特例で100%
（※特例適用は集落営農組織は3,600万円まで）
償　還　期　限 ： 使途毎に設定
償 還 方 法 等 ： 元金均等、年1、2、3、4、6、12回償還から選択
償還日　毎月10日

2 借入手続き等

・農業経営改善関係資金（前向き資金）の借入手続きによる。

3 留意事項

〇借入にあたっての留意点

（１）貸付対象者によって融資率が異なりますのでご注意下さい。
※認定農業者以外の農業者（認定新規就農者等）については80%。

（２）償還期間は要綱に示す年数以内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間が設定されます。

（３）整備済みの中古品を取得する場合の償還期間は、償還計画等から判断し、必要最小限の範囲において残存年数を超える償還期間を適用することができます。

（４）事前着工はできません。
貸付決定又は利子補給承認以前に事業着手しているものや、既に事業完了しているものは、原則として貸付対象になりません。

（５）目的外使用はできません。
貸付金は、計画した機械、施設等の支払以外の用途に使用することはできません。

（６）当初の計画からの融資額の増額は認められません。

（７）法令の制限等を受ける事業については、事前に必要な手続きを終えて、申請願います。

（８）信用保証制度がご活用いただけます
融資機関から農業制度資金を借り入れる場合、所定の保証料をお支払いいただくことにより大分県農業信用基金協会がその債務を保証する制度がございます。

2　スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

日本公庫が、認定農業者に対して直接又は農協等窓口機関を通じて長期資金を融通
金利負担軽減措置：規模拡大や農産物の輸出等の攻めの経営展開に取組む認定農業者

1 資金の概要

融　資　機　関　：　公庫、農協（転貸）、銀行・信用金庫（受託金融機関）
貸付対象者　：　認定農業者
資　金　使　途　：　経営改善計画の達成に必要な長期資金
①農地等の取得、②農地等の改良等、
③経営用施設・機械等の改良、造成、取得
④農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良等
⑤借地県、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得
⑥家畜・果樹の導入、農地賃借料、経営改善に必要な長期資金
⑦負債整理、経営の改善を前提とした経営安定に必要な長期資金
貸　付　金　利　：　1.15～1.70%（令和7年3月19日時点）
貸付限度額　：　個人　３億円（特認６億円）、法人　１０億円（特認２０（３０）億円）
融　資　率　：　１００％
償　還　期　限　：　２５年以内（うち据置１０年以内）
償　還　方　式　：　元利均等又は元金均等

2 借入手続き

・農業経営改善関係資金（前向き資金）の借入手続きによる。

3 国の金利負担軽減措置

担い手経営発展支援金融対策事業（TPP関連対策）
　目標地図に位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画（経営展開計画）を作成した場合、金利負担軽減措置を実施。

3　青年等就農資金

新たに農業経営を開始する新規就農者を応援する無利子の資金

1 資金の概要

事　業　主　体 ： 日本政策金融公庫
貸 付 対 象 者 ： 認定新規就農者※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人
資　金　使　途 ： 青年等就農計画の達成に必要な資金
　・ 施設・機械、果樹・家畜等
　・ 借地料、その他経営にかかる経費
貸　付　金　利 ： 無利子（借入の全期間）
貸 付 限 度 額 ： ３，７００万円（特認の場合１億円）
償　還　期　限 ： １７年以内（うち据置期間５年以内）
担　　保 ： 原則として、融資対象物件のみ
保　　証　　人 ： 原則として個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ

2 借入手続き

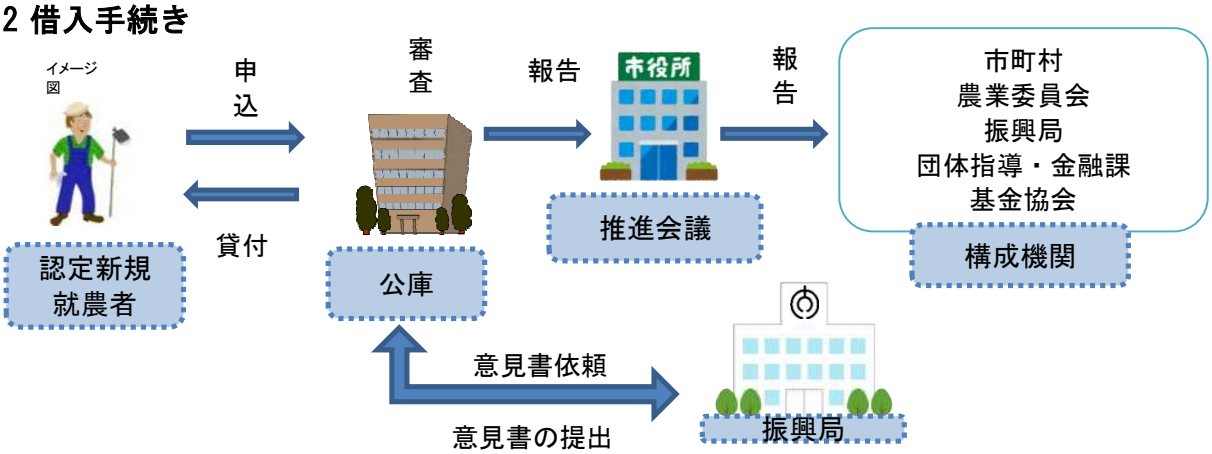

〇原則、融資機関事務委任方式
１）青年等就農計画の認定を受ける（市町村が認定）
２）経営改善資金計画書等の提出
　※指導農業士等または都道府県（振興局）の意見書が必要
３）審査（公庫）
４）貸付け決定通知
５）貸付け実行手続
〇特認案件、意見書が付されないまたは意見書において計画の達成に疑義があるとされた場合は推進会議での審査・認定が必要

3 留意事項

国の補助金を財源に含む補助事業は、原則本資金の対象とはなりません。
ただし、地方公共団体の単独補助事業や融資残補助事業 は対象となります。

4　　農林漁業セーフティーネット資金

日本公庫が、不慮な災害、社会的・経済的環境の変化等により、維持安定が困難な農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な資金を融資するもの。
◎災害により被害を受けた場合、多くの農林漁業者が利用できる運転資金。
◎社会的・経済的環境による経営状況の悪化にも対応可能。

1 資金の概要

融　資　機　関 ： 日本政策金融公庫

貸 付 対 象 者 ： 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、
農林漁業所得が総所得の過半（法人にあっては総売上高の過半）を占めるもの
又は粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であるもの

資　金　使　途 ： ア　災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
イ　法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
ウ　社会的又は経済的環境の変化その他の農林漁業者の責めに帰することができない時由により経営が悪化した場合に、農林漁業経営の維持安定に必要な資金

①売上の10%以上減少
②所得率または純利益の減少
③買掛、売掛ｻｲﾄ等の取引条件の悪化
④社会的要因による農産物価格の低下、資材等の高騰
⑤社会的要因による資材等の調達困難
⑦取引先の倒産

貸　付　金　利 ： 1.15～1.65 %（令和7年3月19日時点）

貸 付 限 度 額 ： ６００万円
ただし、農林漁業経営の規模等から、貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合にあっては、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額

償　還　期　限 ： １５年以内（うち据置３年以内）

2 借入手続き

・日本政策金融公庫に借入申込

5　特定災害対策緊急資金（県独自資金）

被害農林漁業者に対する実質無利子の施設復旧資金や長期運転資金
・天災被害や家畜疾病、その他社会的・経済的環境変化等による経済的損失の発生時に発動
・近代化資金等の既存資金に県と市町村で上乗せ利子補給措置を講じる。

1 資金の概要

指定災害	：	知事が指定した災害
指定地域	：	知事が指定した地域
対象資金	：	農業近代化資金、漁業近代化資金 農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金
貸付対象者	：	指定地域で被害を受けた農林漁業者 （※農業近代化資金は認定農業者に限る）
資金使途	：	施設等復旧、運転資金
実質負担金利	：	実質無利子（貸付利率２．０％まで）
利子補給率	：	県と市町村で1/2ずつ負担
利子補給期間	：	７年以内
貸付限度額	：	（施設資金）各資金の限度額　（運転資金）各資金毎に設定
償還期限	：	各資金毎に設定
償還方法等	：	各資金の取扱と同様

2 発動・借入手続き等

・被害見込額等の状況に応じ、知事が特定災害に指定することにより発動
　※市町村長からの要望により指定することも可
・借入手続きは各資金の定めによる
・借入申込時に市町村が交付する被災証明書等が原則必要となる

3 留意事項

・近年の発動状況　H29 地すべり、H29 九州北部豪雨（台風3号）、H29 台風18号、
　H30 斜面崩壊、H30 7月豪雨、H30 台風24号、R2 7月豪雨、R3 8月大雨、
　R4 台風14号、R5 6・7月大雨、R6 台風10号、R6 高温被害（園芸）
　R6 子牛価格低下（和牛繁殖）
・H29 九州北部豪雨、H30 7月豪雨、R2 7月豪雨、R3 8月大雨、R4 台風14号、
　R5 6・7月大雨、R6 台風10号については、国が5年間の無利子化措置を講じている。
　償還期間が5年間を超える案件は、貸付後6年目から県と市町村の上乗せ利子補給開始。

4 その他の災害資金

（１）天災資金（天災融資法に基づく資金）
　・大規模災害発生時に発動され、国・県・市町村で利子補給措置を講じるもの。
　・H23東日本大震災以後の発動はなく、本県の直近の発動実績はH11（豪雨及び暴風雨）。
（２）家畜伝染病緊急支援資金（県独自資金）
　口蹄疫、鳥インフルエンザ等の発生時に発動する無利子の短期運転資金

畜産リノベ資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な大家畜及び養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る制度資金。

1 資金の概要（経営改善資金：大家畜の場合）

資 金 内 容 ： 毎年の約定償還額のうち、当該年度において償還が困難なものの借換
融 資 機 関 ： 貸付事業を行う農業協同組合、知事が指定した銀行等
貸付対象者 ： 酪農・肉用牛経営
貸 付 金 利 ： 2.75%程度（R7.2.28現在）※貸付日の金利を適用
利子補給率 ： 1.45%程度（R7.2.28現在）※貸付時の金利により変動
貸付限度額 ： 毎年の償還不足額　※事業対象期間の最終年度（令和 9 年度）に、
一定の条件の下で残高一括借換も可能。
償 還 期 限 ： 一般 15 年（うち据置 3 年）
特認 25 年（うち据置 5 年）
貸付実行日 ： 5 月、8 月、11 月、2 月末（令和 7 年度は年4回に変更）
債 務 保 証 ： 農業信用保証保険制度による保証保険を利用可能

2 借入手続きフロー

（1）経営改善計画の承認手続き

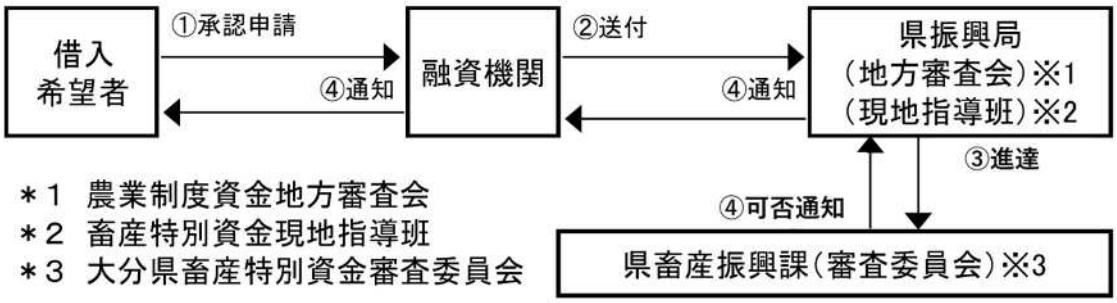

＊1 農業制度資金地方審査会
＊2 畜産特別資金現地指導班
＊3 大分県畜産特別資金審査委員会

（2）承認後、借入申込・融資機関による利子補給申請等の手続きを経た後に貸付実行

3 資金借換のイメージ

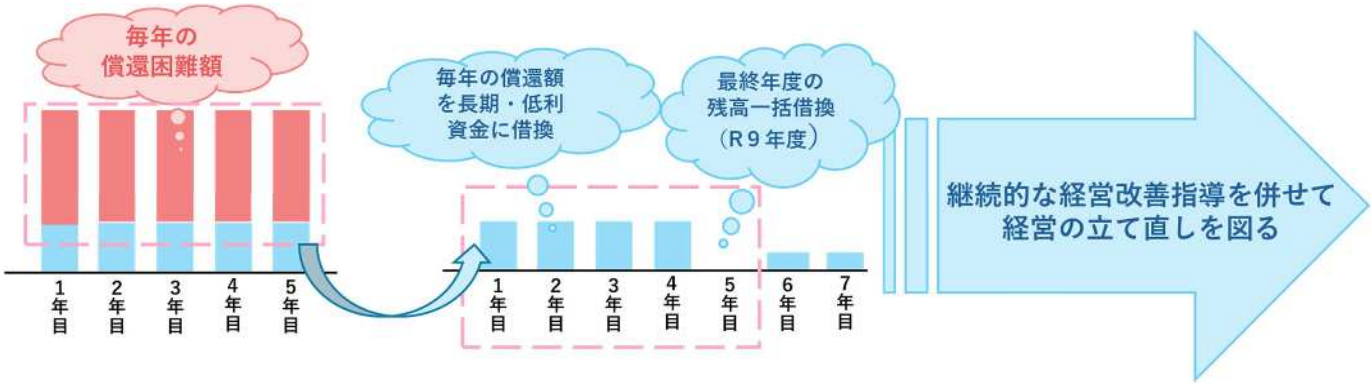

4 貸付実行後の留意点

貸付実行年度の翌年度から据置期間終了後5年が経過するまで毎年度、大分県畜産特別資金審査員会の指導の下、経営改善計画の見直しが必要となります。

融資枠：令和7年度限り

酪肉支援資金（酪農・肉用牛担い手緊急支援資金）

飼料価格の高止まり、子牛価格の下落等の社会的、経済的環境の変化等により経営が厳しい酪農・肉用牛経営における3年分の償還額を限度額として、長期・低利の借換資金の融通を緊急的に行うことにより、当面の資金繰りの安定化を図る制度資金。 ※令和7年度のみ

1 資金の概要

資 金 内 容 ： 約定償還額のうち、3 年分の償還額の借換
融 資 機 関 ： 貸付事業を行う農業協同組合、知事が指定した銀行等
貸付対象者 ： 酪農・肉用牛経営（65 歳以上の場合は後継者を確保していること）
貸 付 金 利 ： 2.75%程度（R7.2.28現在）※貸付時の金利を適用
利子補給率 ： 貸付時の金利により変動
貸付限度額 ： 3年間の約定償還額
償 還 期 限 ： 25 年（うち据置 5 年）
貸付実行日 ： 5 月、8 月、11 月、2 月末
債 務 保 証 ： 農業信用保証保険制度による保証保険を利用可能

2 借入手続き

貸付実行までの手続きは、「畜産リノベ資金」に準ずる。

3 資金借換のイメージ

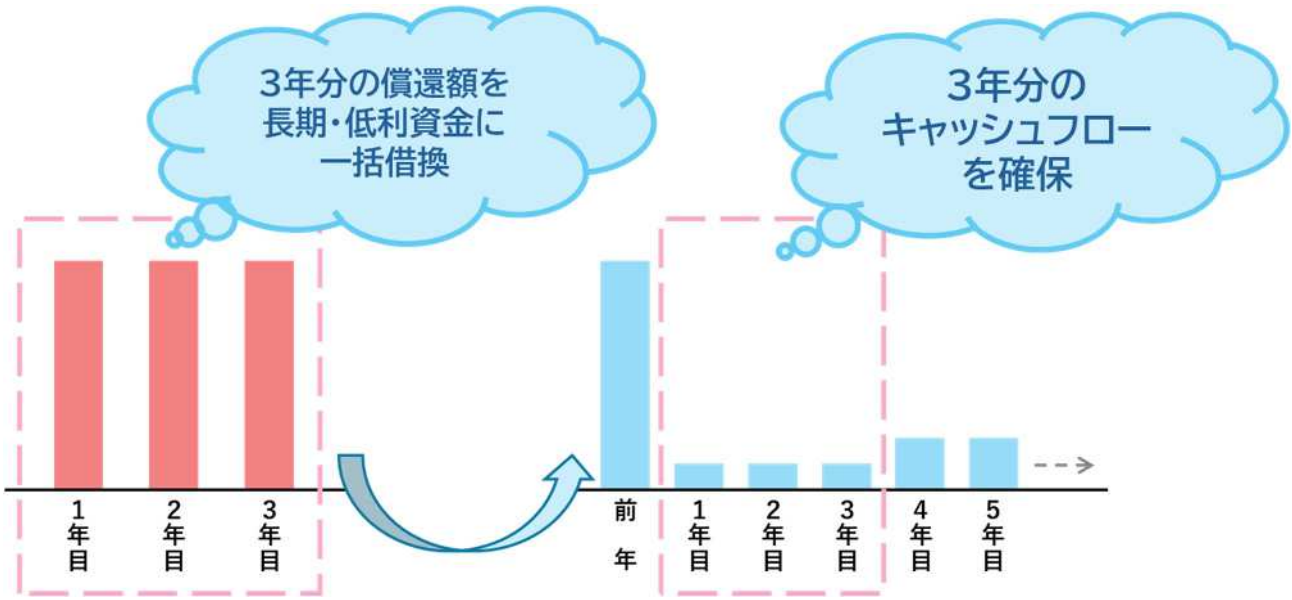

4 留意事項

本資金による総負債残高の一括借換はできません。
※本資金による借換を行ってもなお一括借換が必要な場合であって、計画達成が確実に見込まれる場合には、畜産リノベ資金の事業最終年度（R9 年度）による残高一括借換が可能です。

畜産研究部における最近の種雄牛造成

1　最近の種雄牛造成について

肉用牛の生産現場では枝肉６形質に重点を置いた改良が進められてきた。県畜産研究部でも各形質に目標値を設定して種雄牛の能力向上に取り組み、県外優秀種雄牛「百合白清２」、「美津照重」を活用し、「ゲノム育種価」等の技術を積極的に活用することで、選抜圧を強化した種雄牛造成に取り組んできました。

表1　令和５年度以降の現場後代検定調査牛出荷成績（去勢平均）

区分	検定種雄牛	枝肉重量	ロース芯面積	バラ厚	皮下脂肪厚	推定歩留	BMS No.	頭数
R5	葵白清	538.9	63.5	8.9	3.1	74.2	10.1	11
	安白清	533.9	69.8	9.1	2.1	76.0	10.4	8
	百合文福	541.1	76.8	9.4	2.6	76.6	9.7	10
	福富白清	497.8	64.2	8.5	2.4	75.1	7.9	11
R6	秋桜幸	543.1	68.6	8.9	2.6	75.1	8.6	7
	光安花	503.0	69.2	8.1	2.8	75.0	9.0	14
	寿恵高盛	501.8	58.3	8.5	3.3	73.4	6.7	10
	幸照茂	520.6	81.2	8.9	3.1	76.6	10.0	9

表2　令和元年度以降に導入した候補種雄牛の現場後代検定実施状況

名号	父	2代祖	3代祖	産地	現検授精	現検終了
平福富	平福安	勝忠平	第２平茂勝	由布市	R3後期	R7前期
高福花	寿恵高福	百合茂	安福久	佐伯市		
葵安花	葵白清	安福久	寿恵福	佐伯市	R4前期	R7後期
睦百合	睦美幸	百合白清２	花清国	由布市		
富勝幸	勝乃幸	百合茂	安福久	九重町	R4後期	R8前期
福勝久	勝乃幸	勝忠平	安福久	豊後大野市		
葵正鶴	葵白清	平福安	百合茂	大分市	R5前期	R8後期
勝乃藤	勝乃幸	隆茂３８	藤平茂（大分）	杵築市		
勝幸久	勝乃幸	勝忠平	安福久	中津市	R5後期	R9前期
幸千風	勝乃幸	幸紀雄	安福久	竹田市		
秀保久	秋桜幸	福之姫	安福久	中津市	R6前期	R9後期
葵清国	葵白清	福之姫	美津照重	九重町		
加代清国	加代白清	美津照重	安茂晴	九重町	R6後期	R10前期

表3　令和5年度以降に導入した候補種雄牛

導入年度	名号	父	2代祖	3代祖	産地	選抜状況
R5	**加代清国**	加代白清	美津照重	安茂晴	九重町	R6後期現検授精
	優雅	結乃宝	菊福秀	安福久	由布市	
	松吉重	吉重７５	百合茂	金幸	竹田市	
	福之蔵	福之姫	幸紀雄	安福久	竹田市	R7前期現検授精
	福吹雪	松吹雪	百合白清２	勝忠平	九重町	
	煌白清	加代白清	美津照重	安福久	中津市	R7前期現検授精
	和子５７５	加代白清	華春福	金幸作	竹田市	
	福寿１４	加代白清	美津照重	勝忠平	国東市	
	白風光明	福之姫	白鵬８５の３	百合茂	竹田市	未定
R6	**清美１７**	福之姫	百合茂	安福久	玖珠町	
	糸２３	福之鶴	百合白清２	安福久	九重町	
	花鶴	福之鶴	耕富士	美穂国	竹田市	
	真白清	加代白清	幸紀雄	美国桜	佐伯市	
	水無月３	美津照重	光平照	平茂勝	由布市	
	安森桜	安森照	百合白清２	安福久	竹田市	
	研１２９７	勝乃幸	百合茂	金幸	日田市	
	秋桜細川	秋桜幸	美国桜	寿恵福	佐伯市	

※直接検定終了後に随時選抜を行い、現場後代検定を実施する計画

2　牛伝染性リンパ腫（牛白血病）発症抵抗性遺伝子を保有する種雄牛造成

全国的に発生頭数が増加している牛伝染性リンパ腫の対策の一つとして、同疾病に対する発症抵抗性遺伝子の存在が注目されています。黒毛和種では、Bola=DRB 遺伝子型「009:02」及び「011:01」が存在する。特に Bola=DRB 遺伝子型「009:02」は最も抵抗性が強いことが知られています。

表4　遺伝子型「009:02」をヘテロ接合で保有する候補種雄牛

名号	血　統			ゲノム育種価順位							
	父	祖父	祖々父	枝肉重量	ﾛｰｽ芯面積	ﾊﾞﾗ厚	皮下脂肪厚	歩留基準値	脂肪交雑	オレイン酸	MUFA
加代清国	加代白清	美津照重	安茂晴	1	1	1	33	2	5	9	6
葵清国	葵白清	福之姫	美津照重	6	20	3	59	25	2	39	35
松吉重	吉重７５	百合茂	金幸	30	13	8	12	6	17	38	24

※順位はこれまでに（独）家畜改良センターで評価を行った県有種雄牛 98 頭及び上記3頭　合計101 頭中の順位

但馬系種雄牛「幸照茂」が現場後代検定(去勢・雌平均)で ロース芯面積、歩留基準値、BMS No. の３項目歴代１位！

種雄牛「繁百合」の半きょうだい
高能力母牛「ひろひめ」から造成

さち　てる　しげ

幸照茂

黒原6422　(87.4)

生 年 月 日　：令和元年8月21日
生　産　地　：豊後大野市
個体識別番号　：16138-1111-3
直接検定DG　：1.47kg
体　　高　：156.2cm

体型面も良好！

- 美津照重　黒高2050(83.3)(宮崎・小林)
  - 美津照　黒13162(81.0)(鳥取・東伯)
    - 美津福
    - 谷福土井
    - きくつるみ2
    - 照長土井
  - いつみ　黒原1159970(80.2)(宮崎・小林)
    - 美津福
    - 谷福土井
    - よしこ6
    - 糸秀
- ひろひめ　黒2404006(82.8)(大分・竹田)
  - 百合茂　黒原4086(88.8)(鹿児・薩摩)
    - 平茂勝
    - 第20平茂
    - しらゆり
    - 神高福
  - ひろえの2　黒原1460781(81.1)(鹿児・薩摩)
    - 安福久
    - 安福165の9
    - ひろえ
    - 平茂勝

○ゲノム育種価順位(R7.2.1時点)

形質	枝肉重量	ロース芯面積	バラ厚	皮下脂肪厚	歩留基準値	BMS No.
順位	7	3	22	78	7	10

※歴代の県有種雄牛および現場後代検定指定交配を開始した待機種雄牛100頭中の順位
※ゲノム育種価は(独)家畜改良センターとの共同研究で算出(他所の評価値とは比較不可)

○現場後代検定成績：：１７頭中７頭がBMS No.12

性別	頭数	枝肉重量	ロース芯面積	バラ厚	皮下脂肪	歩留基準値	BMS No.
去	9	520.6	**81.2**	8.9	3.1	**76.6**	10.0
雌	8	471.9	**87.6**	8.9	3.3	**77.9**	**10.5**

※赤字は県有種雄牛歴代一位

去勢　母:美国桜-安福久-平茂勝

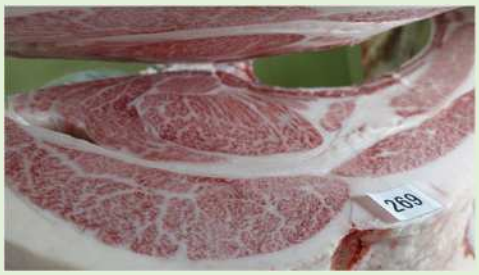

枝重520.3kg、ロース芯106㎠
バラ9.6cm、皮下脂肪2.5cm
歩留基準値80.9、A5-12

去勢　母:百合茂-安福久-平茂勝

枝重495.1kg、ロース芯97㎠
バラ8.8cm、皮下脂肪2.7cm
歩留基準値79.3、A5-12

去勢　母:諒太郎-福之国-安平

枝重573.1kg、ロース芯97㎠
バラ10.3cm、皮下脂肪3.8cm
歩留基準値78.4、A5-12

大分県畜産技術室・農林水産研究指導センター畜産研究部

「幸照茂」現場後代検定調査牛枝肉成績一覧

No.	性別	母方血統			出荷月齢	枝肉成績									
		父	祖父	曽祖父		歩留等級	肉質等級	枝肉重量	ロース芯	バラ厚	皮下脂肪	推定歩留	BMS No.	オレイン酸	MUFA
1	去	晴茂平	福福	糸福（大分）	29.3	A	5	492.5	86	6.5	3.5	75.6	12	-	-
2	去	平福安	勝忠平	糸藤（大分）	27.6	A	5	541.2	79	8.7	3.4	75.7	10	51.5	56.5
3	去	隆之国	安福久	平茂勝	27.1	A	5	486.3	61	8.9	3.4	74.2	9	51.9	56.3
4	去	第１花国	紋次郎	平茂勝	27.8	A	4	552.8	70	9.2	2.6	75.5	7	44.5	46.6
5	去	隆茂38	第1花国	紋次郎	28.7	A	4	525.1	60	9.0	2.7	74.3	7	54.3	60.8
6	去	美国桜	安福久	平茂勝	27.7	A	5	520.3	106	9.6	2.5	80.9	12	51.1	56
7	去	百合茂	安福久	平茂勝	27.1	A	5	495.1	97	8.8	2.7	79.3	12	50.7	56.9
8	去	諒太郎	福之国	安平	27.5	A	5	573.1	97	10.3	3.8	78.4	12	47.7	52.1
9	去	勝忠平	第１花国	紋次郎	27.8	A	5	498.9	75	8.7	3.2	75.9	9	57.7	62.6
去勢平均					27.8	-	-	520.6	81.2	8.9	3.1	76.6	10.0	51.2	56.0
10	雌	勝洋	勝忠平	福栄	28.7	A	5	484.4	84	8.7	4.6	76	9	58.8	65.1
11	雌	幸紀雄	安福久	平茂勝	28.6	A	5	556.2	90	9.1	4	76.6	11	59.8	62.7
12	雌	美国桜	百合茂	安福久	29.9	A	5	445.2	79	8.7	1.7	78.4	12	55.1	56.2
13	雌	幸紀雄	寿恵福	平茂勝	31.1	A	5	439.3	84	8.5	3	77.8	12	53.4	58.2
14	雌	安森照	文照福	新初英	30.2	A	5	485.4	83	8.7	4.4	76	11	57.5	64.7
15	雌	隆之国	百合茂	安平	29.3	A	5	399	104	9.2	2.5	81.9	9	53.1	55.8
16	雌	隆之国	勝忠平	糸梅	29.0	A	5	490.2	72	8.4	3.6	75	8	56	61.4
17	雌	安福久	金幸	平茂勝	29.6	A	5	475.7	105	10.2	2.8	81.3	12	58.8	62.9
雌平均					29.5	-	-	471.9	87.6	8.9	3.3	77.9	10.5	56.6	60.9
全体平均					28.6	-	-	497.7	84.2	8.9	3.2	77.2	10.2	53.9	58.4

※去勢BMS1位：安白清（10.4）2位：葵白清(10.1)3位：幸照茂(10.0)

※赤字：歴代一位

試験交配種雄牛の紹介

令和7年度前期試験交配

ふ　く　の　く　ら

福之蔵

大分県初の
「福之姫」後継種雄牛

【生年月日】 R5.4.5
【生産地】　竹田市
【耳標番号】 13980-3627-5
【直接検定成績】
体高：127.6cm（1.3σ）DG：1.27kg
審査得点：86.3
優点：発育、体積、体上線、体深、後軀

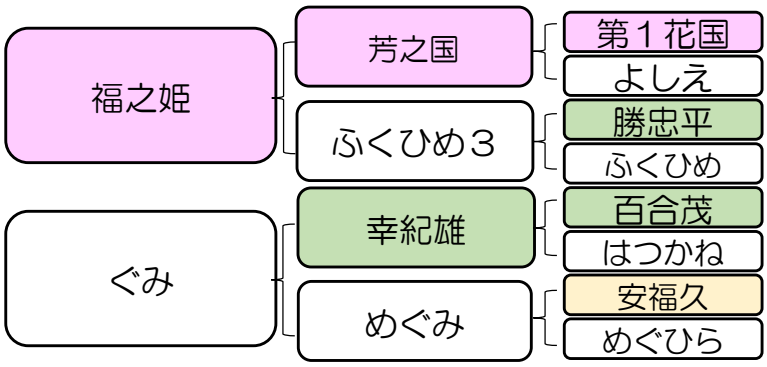

【母牛】「ぐみ」（ 13599–9702–7 ）
H27.2.10　登録点数：84.1　推定育種価：BHHCHH（R6.10月評価）

【産子枝肉成績】　※畜産研究部調べ(R6.6月時点)

交配種雄牛	産歴	性別	歩留等級	枝肉重量	ロース芯面積	バラ厚	皮下脂肪厚	歩留推定値	BMS No.
安森照	1	去	A	391.8	73	6.9	2.4	76.5	11
隆之国	2	去	A	529.2	81	9.2	3.2	76.5	11
平福安	3	去	A	559.1	94	9.4	2.6	78.6	12
福之姫	5	去	A	514.5	72	9.3	3.9	75.0	11

【本牛 期待育種価】（R6.10月評価）

	枝肉重量	ロース芯面積	バラ厚	皮下脂肪厚	歩留	BMS
期待育種価	86.0	31.7	1.6	-0.3	4.5	4.0
ランク	H	H	H	C	H	H

【本牛ゲノム育種価】 歴代の県有種雄牛および待機種雄牛100頭に本牛を含めた101頭中の順位

	枝肉重量	ロース芯面積	バラ厚	皮下脂肪厚	歩留	BMS	オレイン酸	MUFA
福之蔵	15	12	34	71	30	17	49	47

※ゲノム育種価は（独）家畜改良センターとの共同研究で算出（他所の評価値とは比較不可）

- 直接検定終了時の体型審査で86.3点の高評価
- 母、祖母は抜群の産子枝肉成績で、産肉能力の改良効果期待大
- 未経産牛は避け、大型の母体への交配を推奨

試験交配期間　R7.5.15～R7.7.31

大分県農林水産研究指導センター畜産研究部　TEL：0974-76-1217　FAX：0974-64-3103

試験交配種雄牛の紹介

令和7年度前期試験交配

きらめき　しらきよ

煌白清

父「加代白清」を超える
高いゲノム育種価

【生年月日】R5.4.20
【生産地】　中津市
【耳標番号】16701-9273-6
【直接検定成績】
体高：122.4cm（0.03σ）DG：1.43kg
審査得点：82.6
優点：前躯、肋張り、資質、骨締まり

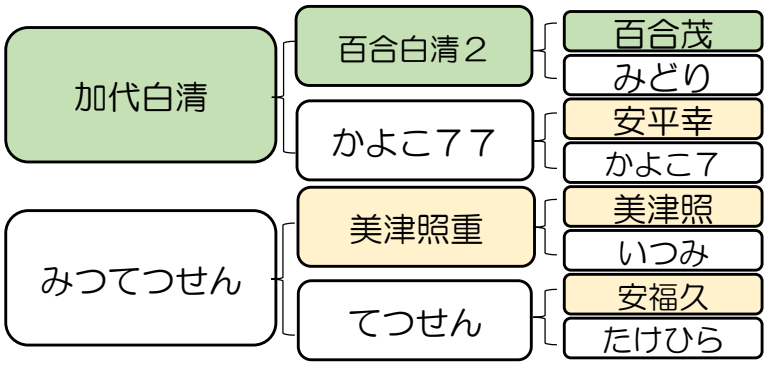

【母牛】「みつてつせん」
（15929-8264-4 ）
登録点数：83.2　期待育種価：CBCBBB（R6.10月評価）

【本牛 期待育種価（父推定育種価および母期待育種価から算出）】（R6.10月評価）

	枝肉重量	ロース芯面積	バラ厚	皮下脂肪厚	歩留	脂肪交雑
期待育種価	66.6	23.4	1.2	−0.7	3.7	3.0
ランク	A	A	A	B	A	H

【本牛ゲノム育種価】歴代の県有種雄牛および待機種雄牛100頭に本牛を含めた101頭中の順位

	枝肉重量	ロース芯面積	バラ厚	皮下脂肪厚	歩留	BMS	オレイン酸	MUFA
煌白清	36	4	24	15	2	3	31	23
加代白清	3	5	2	39	5	10	25	22

※ゲノム育種価は（独）家畜改良センターとの共同研究で算出（他所の評価値とは比較不可）

- ロース芯面積、歩留基準値、皮下脂肪厚、 BMS No.のゲノム育種価が父「加代白清」を上回り、極めて高い評価値
- 母「みつてつせん」は全国的な人気種雄牛「北美津久」の全きょうだい
- 未経産牛は避け、「福之姫」など藤良系母体への交配を推奨

試験交配期間　R7.5.15～R7.7.31

大分県農林水産研究指導センター畜産研究部　TEL：0974-76-1217　FAX：0974-64-3103

第４８回九州管内系統和牛枝肉共励会で県勢が好成績！
「加代白清」産子が抜群の枝ぶりで個人賞(銅賞)を獲得！！

令和６年９月７日に開催された九管枝肉共励会で県有種雄牛が健闘
BMS No.12が８頭、No.11が３頭の好成績を収めました。

★銅賞　宇佐市　(株)浦田牧場

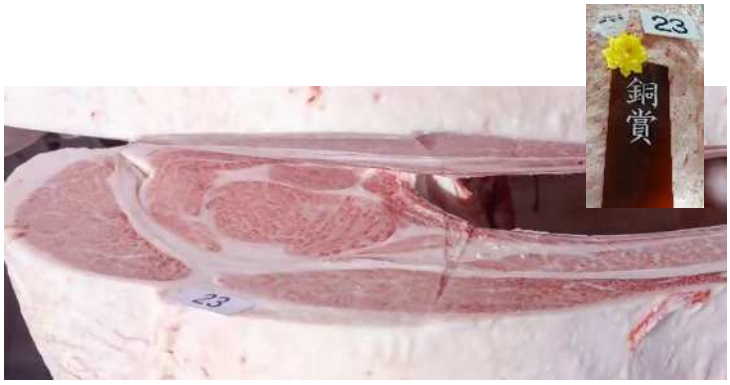

血　統：加代白清-安福久-平茂勝
繁殖地：竹田市（三苫文明）
枝重519kg、ﾛｰｽ芯107cm²、BMS No.12

県勢２年ぶりの個人賞受賞

○出品者の声

２年前と同じ「加代白清」産子の出品で期待していました。レベルの高い共励会で銅賞を受賞でき大変嬉しく思います。

☆宇佐市　(株)浦田牧場

血　統：葵白清-美国桜-百合茂
繁殖地：日田市（長谷部晃）
枝重537kg、ﾛｰｽ芯106 cm²、BMS No.12

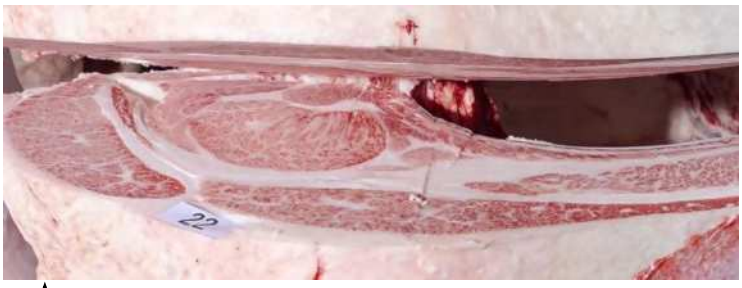

☆九重町　森 隆史

血　統：加代白清-寿恵高福-百合茂
繁殖地：九重町（森 隆史）
枝重554kg、ﾛｰｽ芯97cm²、BMS No.12

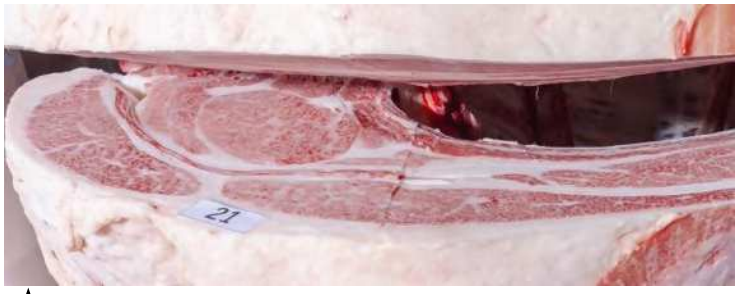

☆宇佐市（株)大分県畜産公社宇佐牧場

血　統：光安花-美国桜-寿恵福
繁殖地：佐伯市（河野弘光）
枝重522kg、ﾛｰｽ芯106cm²、BMS No.12

☆豊後大野市 JA千歳肥育センター

血　統：繁百合-寿恵福-勝忠平（雌）
繁殖地：由布市（麻生勝久）
枝重482kg、ﾛｰｽ芯81cm²、BMS No.12

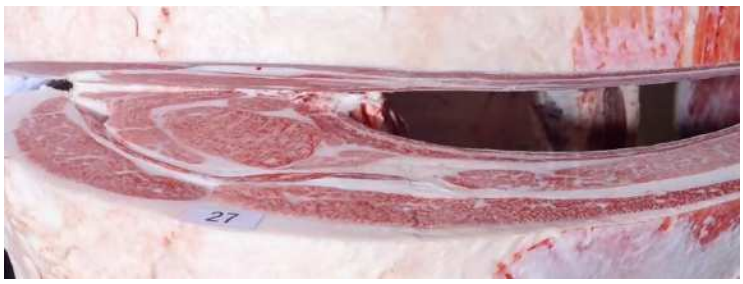

○種雄牛別成績

父	性別	頭数	枝肉重量	ﾛｰｽ芯面積	ﾊﾞﾗ厚	皮下脂肪厚	歩留基準値	BMS No.
加代白清	去	6	538.9	86.8	9.0	2.0	78.2	11
	雌	1	570.8	73.0	8.4	3.4	74.4	11
繁百合	去	1	559.2	60.0	9.3	2.5	74.2	12
	雌	1	482.0	81.0	9.0	2.1	78.1	12
葵白清	去	1	537.3	106.0	8.5	1.5	80.9	12
光安花	去	1	522.8	106.0	8.5	1.2	81.2	12

県有種雄牛授精強化期間　令和7年５月下旬～７月

～枝肉共励会の素牛生産のお願い～

現在、県有種雄牛産子の上場頭数が減少しており、肥育農家が出品用の良い素牛を購買しにくい状況です。

令和10年度の各枝肉共励会へ向けて、**5月下旬から7月**を県有種雄牛授精強化期間としますので、「おおいた豊後牛・おおいた和牛」の市場評価向上のために、繁殖農家の皆様のご協力をお願いします。

●令和10年９月　九州管内系統和牛枝肉共励会

出品要件（9月1日基準）
- 30ヶ月齢未満（R8.3.1生～）
- 県有種雄牛産子（去勢又は雌）
- 着体重870kg以下

↓

R7.5月下旬～6月の授精
R8.12月～1月市場出荷
R10　枝肉共励会出品

●令和10年１０月　大分県畜産共進会

出品要件（10月1日基準）
- 30ヶ月齢未満（R8.4.2生～）
- 県有種雄牛産子（去勢又は雌）
- 枝肉重量 去勢450kg以上
  雌430kg以上

↓

R7.6月下旬～7月の授精
R8.1月～2月市場出荷
R10　枝肉共励会出品

＜交配推奨種雄牛＞

BMS
枝重
ロース・歩留
オレイン酸

かよ　しらきよ
加代白清
（百合白清２-安平幸-勝忠平）

【推奨理由】
枝肉共励会での受賞歴多数
九菅：R4・R6 銅賞受賞
県共：R6 グランドチャンピオン

【交配推奨】
「百合茂」母体以外に広く交配可能
生まれが大きいものが多く、大型母体への交配を推奨

ロース
歩留
BMS

さち てる しげ
幸照茂
（美津照重-百合茂-安福久）

【推奨理由】
現場後代検定成績（去勢・雌平均）
ロース芯面積、歩留基準値、BMS No.
３項目で県有種雄牛**歴代１位**

【交配推奨】
未経産牛は避け「福之姫」、「美国桜」など藤良系の大型母体への交配を推奨

大分県　農林水産部　畜産技術室　TEL:097-506-3682
農林水産研究指導センター畜産研究部　TEL:0974-76-1217

ぶ ん 太 く ん

誕 生 日　平成４年３月３日

第６回全国和牛能力共進会
大分大会の年に誕生！

大 き さ　身長：約180㎝
体重：約700kg

好きな食べ物　大分県産　自給飼料

チャームポイント　形のいい角

おおいた和牛・豊後牛のおいしさを
消費者のみなさまに伝えるべく日々活動をがんばっています！

イベントでのPR活動
（R5おおいた和牛トレイン）

小学校への食育授業

青山学院大学陸上部への
おおいた和牛贈呈式

X（旧：Twitter）で情報発信中！
おおいたぶん太くん（@ooitabunta）

堆肥等の生産、販売、譲渡は県への届出が必要です

※肥料法「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく

必要な届出	届出書類	届出方法
特殊肥料生産届	□特殊肥料生産業者届出書 □届出者確認書類 ➢【法人】登記簿謄本 もしくは 定款 ➢【個人】氏名、住所が確認できるもの 運転免許証、マイナンバーカード表面、住民票など □成分分析書 ➢ 分析機関が発行した肥料の成績書 □生産工程表 ➢ 原料、材料、製品の形状などを含め生産工程のわかるもの	**◆電子申請** 県ホームページから **◆紙の郵送** □届出書類 **1部準備** □**返信用封筒（切手貼付）** 定型　＝110円 定型外＝180円 R6.12.31
肥料販売開始届 ※有償、無償問わず譲渡の場合も必要	□肥料販売業務開始届出書 □届出者確認書類 ➢【法人】登記簿謄本 もしくは 定款 ➢【個人】氏名、住所が確認できるもの 運転免許証、マイナンバーカード表面、住民票など	

肥料とは？

①植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学変化をもたらすことを目的として土壌に施される物。②植物の栄養に供することを目的として植物に施されるものと定義。

堆肥とは？

特殊肥料に含まれる種類の１つ。わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の**動植物質の有機質物を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの。**

特殊肥料とは？

農林水産大臣が指定した肥料（47種類）
米ぬか、魚かす等の農家の経験等によって識別のできる簡単な肥料、堆肥など

普通肥料とは？

特殊肥料以外の肥料。（139規格）
肥料の品質を担保する条件（公定規格）がある。

肥料に関する届出Q＆A

堆肥は耕種農家に無償で提供したり稲わらと交換したりしているだけだが、肥料販売届が必要か？

有償、無償を問わず、譲渡する場合も販売(所有権の移転)とするので、肥料販売業務開始届が必要です。

堆肥を作る時に発酵を促進するため尿素や硫安等を入れることがあるが問題ないか？

使用することに問題はありません。ただし、使用する場合はその材料を品質表示の中で表示しなければなりません。
その他、入れる原料や材料によって普通肥料としての手続きが必要となる場合があるので事前にご相談ください。

豚ぷんの堆肥と牛ふんの堆肥など複数の種類の堆肥を作っているが、届出は１つでよいか？

肥料の生産届は**<u>銘柄ごと</u>**に届出が必要です。
肥料販売開始届は**<u>販売店舗(場所)ごと</u>**に届出が必要です。

数年前から堆肥を生産して譲渡していたが届出をしていなかった。どうすれば？

<u>無届生産、無届販売は肥料法違反で罰則もあります</u>。
速やかに**<u>遅延理由書</u>**（任意書面）を添付して必要な届出を行ってください。

肥料の生産、販売をやめた。

肥料の生産、販売をやめたり、届出事項の変更が生じた場合は、廃止届、変更届の提出が必要です。
県ホームページを確認して手続きを行ってください。

必要な届出は行ったが、その後堆肥を販売、譲渡するときに注意することは？

特殊肥料のうち堆肥、動物の排泄物、混合特殊肥料については、**<u>品質表示が義務付けられています</u>**。適切な表示を行って販売してください。
また、自家で出た家畜ふん等以外の原料を使用した場合、その原料帳簿を整備して保管する必要があります。

【問い合わせ先】
大分県農林水産部地域農業振興課
安全農業班　肥料法担当

電話：097-506-3661
Mail ：a15060@pref.oita.lg.jp
ホームページ： 大分県　肥料　検索

大分県畜産デジタル推進協議会より

うしの窓口　サービス提供開始のお知らせ

大分県畜産共通システム（通称：うしの窓口）は
大分県の黒毛和種繁殖農家と畜産関係団体とを結ぶ
電子申請＆オンライン情報提供サービスです。

◆ 本システムが提供する主な機能

1 電子申請機能

本システムを利用して授精や分娩、異動など日々の記録を行うことにより、各種申請書類の作成や各団体への提出をワンストップで行えます。

ご利用可能な手続き

分娩の届出

異動の報告

市場の申込

2 情報提供機能

所有牛の育種価や病気の発生状況、県内家畜市場の市況や枝肉の格付結果など、大分県の畜産に関わる最新の情報をいちはやく提供いたします。

団体からの提供データ

生産者への
おしらせ

県内家畜
市場結果

肥育センター
枝肉成績

家畜共済
事故情報

全和登録
育種価情報

うしの窓口は年中無休で開設中※
パソコンやスマートフォンから
いつでも好きな時間にご利用いただけます。

※メンテナンス中を除く。別途インターネット接続環境が必要です。

ご利用方法の詳細はこちら≫

◆うしの窓口　ご利用開始までの手順◆

1 利用申し込み

下記ホームページより、利用開始申込を行います。

2 操作方法の説明

最寄りの振興局等で、かんたんな操作説明を受けていただきます。

3 ご利用開始

本システムが提供するすべてのサービスをご利用いただけます。

本システムのご利用にあたり、よくあるご質問にお答えします。

Q1　利用料金はかかるの？

現在の畜産情勢を考慮し、**しばらくの期間、生産者は無料で本システムをご利用いただけます。**

本システムの運用は利用者間の相互扶助によって行われており、今後生産者にも利用料金等をご負担いただけるようお願いする場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

Q2 情報を勝手に利用されない？

本システムへ登録された情報は、データ提供利用個別規約及び生産者からのデータ提供に係る同意書に基づき、各団体の業務に必要な範囲で共有されます。**データの目的外利用、第三者への提供は規約により固く禁止されています**ので、ご安心ください。

大分県畜産デジタル推進協議会ホームページはこちらから

当協議会ホームページでは
ご利用開始手続きのほか、
各種お知らせを掲載しています。

■QRコード※からアクセス

■URLからアクセス

https://digital-council.sakura.ne.jp

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

大分県畜産デジタル推進協議会

大分県大分市古国府6-4-1　公益社団法人大分県畜産協会内
097-545-6591（大分県畜産協会）・097-506-3674（大分県庁畜産振興課）

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律について

令和４年度から「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」が施行され、建築基準法に基づく建築確認が義務づけられていた一定規模以上の畜舎等について、畜舎建築利用計画の認定を受けることで建築確認を免除※できるようになりました。

畜舎特例法施工後（R4.4.1～）

一定規模以上の畜舎等

建築基準法に基づく
建築確認や届出

いずれかにより
許可や届出を実施

畜舎特例法に基づく
畜舎建築利用計画の認定※

※畜舎特例法に定める建築物の用途、利用方法等に適合する畜舎等に限る

畜舎特例法の対象となる畜舎等について

- 搾乳施設を含む畜舎又は堆肥舎
- 畜舎又は堆肥舎に付随する**保管庫（倉庫又は車庫）**※１
- 畜産経営に必要な**貯水施設**等※２
- **高さ８ｍを超える**家畜排せつ物の処理目的の**発酵槽**等

※１　「付随する」とは、畜舎・堆肥舎と①同一敷地内、②隣接する敷地内、③近接する敷地内に建築等するものであって、畜舎・堆肥舎と一体的に利用することをいいます。
　保管する物資・車両等については、畜産経営の用途に供されるものに限られます（兼用することはできません）

※２搾乳施設の洗浄のために使用する水を貯水するための施設、畜舎で使用する井戸水を浄化するための浄化設備を備える施設等が該当します。

畜舎特例法における畜舎等の要件区分

高さ１６ｍ以下

Ａ構造畜舎等

技術基準

中規模の地震動（震度５強程度）に対して、**損傷が生じない**ような構造であるもの

Ｂ構造畜舎等

技術基準

中規模の地震動に対して、**損傷が生ずる可能性があるが、倒壊しない**ような構造であるもの

畜舎特例法では、畜舎等の構造、防火等に関する**技術基準**と、畜舎の利用方法に関する**利用基準**の両方を守る必要があります。

利用基準

Ａ・Ｂ構造畜舎等共通

- 夜間（夜10時から朝４時）に畜舎内で睡眠しない
- 避難経路の確保
- Ａ又はＢ構造畜舎等であることの表示

Ｂ構造畜舎等のみ

- 下記表の滞在者数・時間以下にする
- 定期的な避難訓練に関する記録保存

面積	延べ滞在時間	最大滞在者数
0㎡～1,000㎡	８時間・人	４人
1,000㎡超～2,000㎡	１６時間・人	８人
2,000㎡超～3,000㎡	２４時間・人	１２人
3,000㎡超～	３２時間・人	１６人

畜舎特例法による申請の流れ（大分県の場合）

申請者　畜舎建築利用計画を**作成**

▶ 県振興局　**申請窓口**※

▶ 大分県庁　利用基準の**認定審査**

▶ 申請者　**工事着工**　工事完了の**届出**

床面積３０００㎡超の場合

▼ 民間機関　民間審査機関による技術基準の**事前審査**および**適合証の取得**が必要です

※eMAFFによる電子申請も可
（県収入証紙、原本を要する書類については別途送付が必要です）

一棟あたりの床面積が3,000㎡以下の特例畜舎等は技術基準の審査が省略※されます。
※ただし、省令に定める技術基準には適合している必要がありますのでご注意ください。

認定後の手続きについて

①認定畜舎等の建築等工事完了届の提出（工事完了後）

原則として、当初の認定内容からの変更は認められません。
（当初認定された内容からの変更について、省令で定める軽微な変更を除き、畜舎等建築利用計画の変更認定が必要です）

②認定畜舎等の利用状況定期報告書の報告（定期的に実施）

５年に１回、６月３０日までに利用状況の定期報告が必要です。
※他、相続・譲渡・合併等により認定畜舎等の利用者が変更となる場合にあっては、別途認定計画実施者の地位承継にかかる認可等を受ける必要があります。
（原則として自己判断による譲渡等は行えません）

よくあるお問い合わせ

Q.申請にあたり、手数料等は必要でしょうか？
A.必要です。申請にあたり下記金額を大分県収入証紙によって納入してください。

手続き名称	金額	備考
畜舎建築利用計画の認定・変更認定申請	7,000円	畜舎等の建築（改装）工事に着工する前に申請するもの
認定畜舎等の仮使用認定申請	5,400円	特例畜舎以外の畜舎等について、竣工前に利用を行う場合に申請するもの
地位承継認可申請	2,800円	畜舎等の利用者が変わる場合に申請するもの
敷地等と道路との関係の認定申請	27,000円	都市計画区域・準都市計画区域内で、接道要件の知事特認を要する場合に申請するもの

Q.特例畜舎等であれば、構造計算を行わなくてよいのでしょうか？
A.木造では床面積５００㎡超、木造以外では床面積２００㎡超の場合は、構造計算により安全を確かめる必要があります。
建築士法に基づく安全証明書の発行について、畜舎等の設計とは別に費用が発生する場合がありますので、設計を依頼する建築士へご相談ください。

円滑な手続きのため、畜舎特例法のご利用を検討している場合は事前のご相談をお願いします。
畜産振興課　企画流通班（097-506-3674）

令和７年度（2025年度）大分県家畜市場日程表

JA全農おおいた

区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
子牛	市場	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠
	曜日	11（金）	11（日）	11（水）	11（金）	11（月）	11（木）	11（土）	11（火）	11（木）	11（日）	11（水）	11（水）
	市場	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥	玖珠	豊肥
	曜日	12（土）	12（月）	12（木）	12（土）	12（火）	12（金）	12（日）	12（水）	12（金）	12（月）	12（木）	12（木）
素牛 北部市場	曜日	4（金）	2（金）	6（金）	4（金）	1（金）	5（金）	3（金）	6（木）	5（金）	7（水）	5（木）	5（木）
成牛 豊肥市場	曜日	22（火）	22（木）	23（月）	22（火）	21（木）	25（木）	23（木）	18（火）	18（木）	22（木）	19（木）	23（月）

※市場日程については、変更する場合がありますのでご注意願います。

流死産・疾病発生・発育不良は大損害！！
～ワクチン接種で安全・安心のできる畜産経営を～

■ **ワクチン接種は市場１ヶ月前までに接種しよう！**
五種混合・ヘモフィルス・イバラキ病ワクチンを接種しておりますので、導入後早めに第２回目のヘモフィルスワクチンを必ず接種して下さい。

■ **流行すると多大な被害！**
牛異常産四混ワクチン接種で、母牛を異常産から守りましょう！

■ **消毒の励行を！　～毎月８日は、畜舎一斉消毒の日！～**
靴底消毒・踏込消毒槽設置・消石灰散布・畜舎消毒・車両消毒

■ **健康観察を！**
毎日、家畜の健康観察を行い、異状が確認されたら直ちに家畜保健衛生所へ通報してください。

公益社団法人　**大分県畜産協会**
（大分県大分市古国府六丁目４番１号（ＪＡ全農おおいた別館２階））

開催時間

子牛・成牛　９時30分～
素　　牛　10時00分～

送金先

大分県信連本所　当座　No.　0002259
（名　義）　全国農業協同組合連合会

大分銀行本店　当座　No.　7327490
（名　義）　全国農業協同組合連合会

豊後豊肥家畜市場
〒878-0004　大分県竹田市中1620
TEL　0974－63－3183　FAX　0974－63－3292

豊後玖珠家畜市場
〒879-4414　大分県玖珠郡玖珠町大隈1720
TEL　0973－72－0061　FAX　0973－72－0199

豊後北部家畜市場
〒879-1301　大分県杵築市山香町向野中ノ原1632
TEL　0977－76－2610　FAX　0977－76－2610

全国農業協同組合連合会大分県本部　畜産部　畜産課
〒870-8635　大分県大分市古国府六丁目4番1号
TEL　097-544-0046　FAX　097-545-9532
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ URL　http://www.ot.zennoh.or.jp/

（HP　QRコード）

MEMO

各関係機関、関係団体等連絡先

機関・団体名	電話番号
【県関係】	
大分県農林水産部団体指導・金融課	097-506-3613
大分県農林水産部地域農業振興課	097-506-3662
大分県農林水産部畜産振興課	097-506-3674
大分県農林水産部畜産技術室	097-506-3682
東部振興局　企画・農政班／畜産班	0978-72-0409／0978-72-1141
中部振興局　企画・農政班／畜産班	097-506-5732／097-506-5766
南部振興局　企画・農政・就農班／営農・畑地化・畜産班	0972-24-8645／0972-22-1195
豊肥振興局　企画・農政班／畜産班	0974-63-1172／0974-63-1306
西部振興局　企画・農政班／畜産班	0973-22-2585／0973-23-2217
北部振興局　企画・農政班／畜産班	0978-32-1621／0978-32-1555
大分県農林水産研究指導センター畜産研究部	0974-76-1216
大分家畜保健衛生所	097-541-5241
豊後大野家畜保健衛生所	0974-22-0179
玖珠家畜保健衛生所	0973-72-0313
宇佐家畜保健衛生所	0978-37-0473
【畜産関係団体】	
全国農業協同組合連合会大分県本部	097-544-0046
公益社団法人大分県畜産協会	097-545-6593
公益社団法人全国和牛登録協会大分県支部	097-574-8588
おおいた肉用牛振興協議会	097-544-9997

【おわりに】

本手引き書は、以下の各関係団体及び各関係機関の皆様のご協力により作成しました。ご協力ありがとうございました。

・全国農業協同組合連合会　大分県本部
・公益社団法人　大分県畜産協会
・公益社団法人　全国和牛登録協会大分県支部
・大分県農林水産部畜産振興課・畜産技術室・団体指導金融課・地域農業振興課
・大分県農林水産研究指導センター畜産研究部